

改正

平成24年12月18日

令和3年1月29日

令和3年8月10日

令和8年2月10日

いわき市雨水流出抑制施設及び止水板設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市における浸水被害の軽減及び水資源の有効利用を図るため、雨水流出抑制施設又は止水板を設置する者に対して行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する公共下水道で、いわき市下水道条例（昭和43年いわき市条例第47号。以下「条例」という。）の定めるところにより設置するものをいう。
- (2) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備で、条例の定めるところにより設置するものをいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (4) 雨水流出抑制施設 雨水を地中に浸透させ又は一時的に貯留することにより、公共用水域への雨水流出抑制を図ることのできる施設であり、雨水浸透施設、雨水貯留施設及び浄化槽転用雨水貯留施設をいう。
- (5) 雨水浸透施設 建築物の屋根等に降った雨水を集め、当該建築物が所在する敷地内で地中に浸透させる機能を有する施設をいう。
- (6) 雨水貯留施設 建築物の屋根等に降った雨水を集め、当該建築物が所在する敷地内で一時的に貯留し、貯留した雨水を散水等として利用するための水栓を備えた施設をいう。（浄化槽転用雨水貯留施設は除く。）
- (7) 浄化槽転用雨水貯留施設 排水設備の設置により污水管が公共下水道へ連結されることによ

り不要となった浄化槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替えることによって不要となった浄化槽又は合併処理浄化槽を置き換えることによって不要となった浄化槽を雨水の貯留施設に転用した施設をいう。

(8) 止水板 建築物の出入口等に設置し、取外し又は移動が可能なもので、長期間にわたり繰り返し使用が可能な金属等の浸水に耐えうる材質で製造された止水機能を有する専用の板（シート状のものを含む）をいう。

(9) 設置工事等 雨水流出抑制施設（雨水貯留施設を除く）及び止水板（設置工事を伴うもの）の工事又は雨水貯留施設及び止水板（設置工事を伴わないもの）の購入をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、浸水（内水）ハザードマップの対象区域内（止水板にあつては、浸水（内水）想定区域又は当該区域に準じる区域に限る。）において新たに雨水流出抑制施設又は止水板の設置工事等を自らの負担により行う者（国及び地方公共団体並びに公社、公団及び事業団等の公益法人を除く。）のうち市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度として、それぞれ同表の中欄に定める補助割合により算出した額とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（申請書の提出期日等）

第5条 規則第4条第1項に規定する期日は、設置工事等着手前20日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 設置工事等の図面（敷地平面図及び施設構造図）
- (3) 設置工事等の見積書
- (4) 市税を滞納していないことを市長が証する書類（別記様式）

3 規則第4条第1項第3号に規定する添付書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

（実績報告書の提出期限等）

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

2 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置工事等に係る領収書の写し

(2) 設置工事等の施工写真

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付は、規則第13条の規定による通知後、補助事業者等の請求をまっで行う。

(補助対象の適正管理)

第8条 補助金の交付を受けた者は、その適正な管理に努めなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 第6条の規定の適用については、平成22年度中に補助金を交付決定した事業が東日本大震災により平成23年3月31日までに完了できなかった場合に限り、同条第1項中「経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日」とあるのは、「経過した日又は平成24年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則 (平成19年2月14日)

この要綱は、平成19年2月14日から実施する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施し、同年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年12月18日)

この要綱は、平成24年12月18日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年1月29日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年8月10日)

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

附 則 (令和8年2月10日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

施設区分	補助割合	1基当り限度額
雨水浸透施設	工事費用の2/3	25,000円
雨水貯留施設	購入費用の2/3	50,000円
浄化槽転用雨水貯留施設	工事費用の2/3	200,000円
止水板（工事を伴うもの）	工事費用の1/2	500,000円
止水板（工事を伴わないもの）	購入費用の1/2	100,000円

市 税 完 納 証 明 請 求 書

年 月 日

いわき市長 様

住 所：

氏 名：

電話番号： ()

いわき市雨水流出抑制施設及び止水板設置補助金交付申請に使用するため、納付すべき税目の納期到来分について納税されていることを証明願います。

上記のとおり相違ないことを証明する。

証明番号 第 号 (年 月 日現在)

年 月 日

いわき市長

印